

地域の福祉、みんなで参加
[平成22年度]

赤い羽根 共同募金運動

共同募金運動はみなさまの「たすけあい精神」に支えられ、64回目を迎えます。
ご理解とご協力に心より感謝申し上げます。
10月1日からはじまる「赤い羽根共同募金運動」を、
今年もよろしくお願いいたします。

ありがとうメッセージ

練馬和光保育園(練馬区)

共同募金の配分金で、すべり台をあたらしくしました。
それまでのすべり台は20年以上つかっていたため、子どもたちには大変キケンでした。

あたらしいすべり台になって、子どもたちは飛び上がって、生き生きと遊んでいます。

まるですべり台と子どもたちが、仲の良い友達になったように見えます。

本当にありがとうございます。



お問合せ 東京都共同募金会

〒169-0072 東京都新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201 TEL.03-5292-3182 FAX.03-5292-3189
ホームページ: <http://www.tokyo-akaihane.or.jp> eメール: bokin@tokyo-akaihane.or.jp

地域で共同募金をお取り扱いいただく方がお伺いしました際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

回覧

メモ

平成21年度「赤い羽根共同募金」配分のご報告 (東京都分)

■赤い羽根一般募金配分額 **4億5,588万1,015円**

(配分内訳)

[件数…1,269件]

身体に障害のある方や知的障害のある方のために	施設の備品購入など	791件	156,670,500円
在宅福祉サービスなど地域福祉の増進のために	移送サービス事業用車両の整備など	256件	175,981,015円
保育所の子どもたちが元気に育つように	園庭遊具の整備など	153件	36,871,000円
各種の社会福祉団体のために	青少年相談事業など	37件	38,194,500円
乳児院、母子生活支援施設などで生活する方のために	施設や備品の整備など	18件	20,154,000円
老人ホームなど高齢者施設利用者の方のために	通院用車両の整備など	13件	27,330,000円
非行や犯罪防止など健全な社会のために	備品の整備など	1件	680,000円
次年度配分充当金			15,279,057円

※ご協力いただいた町会、自治会がおこなう福祉活動などにもご寄付金の一部が活用されています。

■平成21年度東京都共同募金会取扱寄付金(総額 16億419万5,341円)

- (内訳) ○赤い羽根共同募金(一般募金)……………6億1,546万1,378円
○歳末たすけあい募金……………7億6,028万9,620円
○その他の配分先指定寄付金……………2億2,844万4,343円

東京都共同募金会では、上記3種の募金・寄付金を取り扱い、年間を通じて民間の社会福祉施設・団体に配分しております。なお、平成21年度の経費(募金から配分までの業務費、事務費)は、144,301,306円でした。

共同募金運動へのご協力について

共同募金運動は、地域の社会福祉サービスを充実させるために広く募金を呼びかけ、様々な機会を通してご協力をいただいております。

地域、街頭、会社等での募金の他にも次のご協力方法があります。

○郵便局からの振込 手数料無料:口座番号00130-8-80582
口座名:社会福祉法人東京都共同募金会

- インターネットを利用した募金
(イーバンク銀行、ジャパンネット銀行、ウェブマネー、クレジットカードなど)
○コンビニエンスストアからの募金(PAYWEB)

※町会、自治会等でお取りまとめ頂いたご寄付金は、お住まいの地域の共同募金地区協力会事務局へお届けくださいますようお願いいたします。

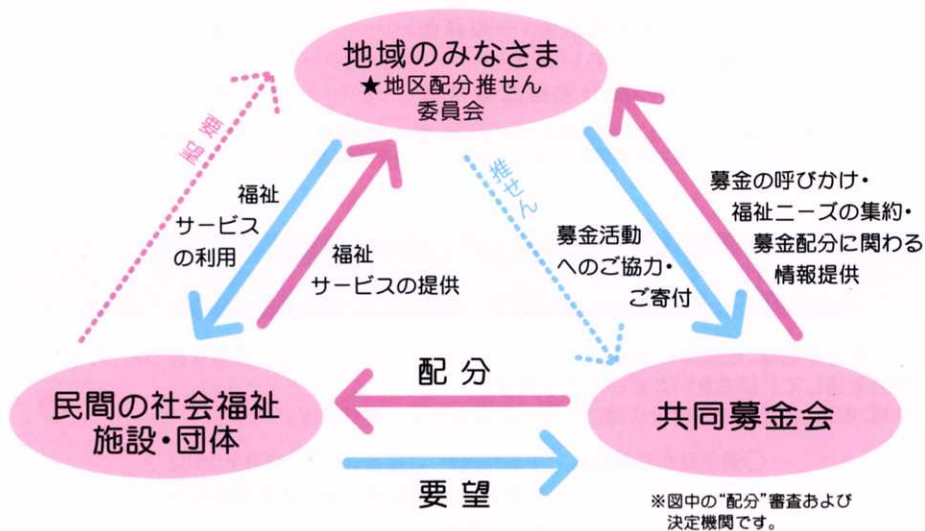
地域の福祉、みんなで参加

平成22年度 赤い羽根 共同募金運動

共同募金のしくみ



お預かりいたしましたご寄付金は、共同募金会でお取りまとめさせていただき、地域のみなさまや各界の代表者、学識者によって構成される**配分委員会、理事会、評議員会、委員総会(※)**にて公正な審査を経て、みなさまに必要なとされる地域福祉サービスをおこなう、民間の社会福祉施設・団体へお届けさせていただきます。



★地区配分推せん委員会(……部分)より地域性の高い配分を行うため、みなさまのお住まいの地域へ設置をすすめています。

[本年度の共同募金計画]

— 安心・安全なまちづくり支援 —

民間社会福祉施設・団体からの、ご要望を受けて立てた計画に基づいて赤い羽根共同募金運動が行われます。

☆お預かりしたご寄付金は、次の事業に重点配分される予定です。

〈重点配分〉⇒

- ・社会福祉法に基づいた地域福祉推進を目的とする事業
- ・社会的な要請が特に強い、地域社会における子育て・家庭支援活動事業
- ・NPO等、市民活動団体が行う開拓的な地域福祉活動



共同募金への寄附金に対する優遇措置が拡大されました。



- 個人** …所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除の対象となっています。
- 所得税の寄附金控除額
次の金額が課税対象となる所得の金額から控除されます。
寄附金額(年間所得の40%を限度とする額) - 2千円
 - 住民税の寄附金税額控除額
次の金額が納付すべき住民税の額から控除されます。
{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額) - 5千円} × 10/100
- 法人** …株式会社などの法人の場合は寄附される金額について「全額損金」扱いとされます。

※詳しくは東京都共同募金会までお問い合わせください。